

選 定 基 準

審査項目	審査内容	配点
I 目的	・事業の目的が、補助金の趣旨に見合ったものであるか。	5点
II 手段の具体性	・業務の実施方法、内容等が具体的であるか。	5点
III 事業効果	・事業の目的に沿った効果が期待できるか。 (成果目標や行動目標が設定されているか) ・法人内に複数の事業所を有する場合は、他の事業所への事業展開が期待できるか。	5点×3
IV 実現可能性	・事業計画は実現可能なものか。	5点
V 継続性	・事業の実施により基盤が整備される事で、外国人介護人材の支援に継続的に効果をもたらすことが期待できるか。	5点×2
VI 新規性	・創意工夫による新たな取組や、事業内容の見直しを行っているか。(単に継続して同一の事業を実施していないか。)	5点
VII 外国人の受入規模	・事業所で何人の外国人介護人材を受入れているか (EPAに基づく介護福祉士候補者を除く)	5点

【評価方法】

○合計50点満点とし、合計点数の6割(30点)以上の事業を予算の範囲内で採択する。

○採点方法は5段階評価とし、3点を基準点とする。

【I からVIに関する項目】

5点…非常に優れている 4点…優れている 3点…基準点
2点…劣っている 1点…非常に劣っている

【VIIに関する項目】

5点…5人以上 4点…4人 3点…3人
2点…1人から2人 1点…0人(これから外国人を受入予定の事業所)

○IIIの項目は点数を3倍、Vの項目については点数を2倍にし、重みづけする。

○上記選定基準により評価した点数の合計が満点の6割を満たした場合でも、審査会の選考において選定されない場合があります。(事業所運営基準違反・虐待等により行政処分及び行政指導の対象となる事業所に該当する場合など)